

四日市市公契約審議会 会議録（案）

令和4年8月9日（火）

18:00～19:30

6階 本部員会議室

出席委員：小林慶太郎会長、平田法子委員、仲祐樹委員、岡田良太委員、鈴木智貴委員

欠席：西川和美委員

事務局：渡辺総務部長、太田調達契約課長、勝木調達契約課長補佐、矢田契約係長、
古市

傍聴者：なし

○委員委嘱

○資料「公契約条例の施行状況について」事務局より説明

○委員

資料9ページについて、低入札価格調査の件数が多いように思いますが、四日市市の工事や委託は予定価格が事前公表ではなくて、事後公表としているのですか。

○事務局

建設工事及び建設工事に関連する調査設計委託の予定価格については事前公表としています。また、清掃等の委託については事後公表としています。資料9ページに挙がってきている件数は、低入札価格調査制度を採用した件数を表しており、低入札価格調査を行った案件はありませんでした。なお、低入札価格調査制度はすべて総合評価方式による入札で採用されたものです。

○委員

資料5ページの表の契約の種類の括弧書きは、その金額未満の契約は随意契約という意味でしょうか。

○事務局

括弧書きの金額は調達契約課契約となる金額を示しており、その金額未満の案件は各課が直接発注し契約する原課契約となります。

○資料について事務局より説明

○委員

労働環境チェックシートについての2番の法令上義務とされる設問に対して「いいえ」

と報告のあった項目について、③の36協定に係る設問は以前の労働環境チェックシートの中からあった設問ですか。

- 事務局
以前からあった設問です。
- 委員
設問③に「いいえ」と回答した理由について、「社会保険労務士と現在作成中であるため」「準備中であるため」とありますが、回答いただいた業者さんはどこかわかっているのですか。
- 事務局
はい、わかっています。
- 委員
その業者さんが毎年このように回答してきているということはありませんか。
- 事務局
「いいえ」と回答のあった業者さんは毎年別の業者さんであることは確認しています。
- 委員
このように回答することでチェックを潜り抜けているということがあるといけないので、もし毎年同じ回答をしている業者さんがいれば、事務局としても状況を確認するなど対応する必要があると思います。
- 委員
工種別時給について、最高、最低、平均に分けて図を付けていただいておりますが、四日市市としてこのデータを何に活用していくのですか。
- 事務局
今回、初めてこのような形で得られたデータをお示しさせていただきましたが、四日市市としてはこの設問を通じて最低賃金を下回っていないかどうかをチェックしているものです。令和3年度契約の公契約条例対象工事においては、最低賃金を下回っている業者はなかったという結果でした。
- 委員
一人親方の方が賃金について高いのでしょうか。安いのでしょうか。
- 事務局
資料の「1. 時給換算した労務単価等の比較」の表でお示ししたとおり、全工種の平

均でみると、一人親方の方が若干安いという結果ですが、大きな差はみられなかったと考えています。

○ 委員

工種別の図を見ると、上の方の工種は一人親方の方が安くて、下の方の工種は一人親方の方が高く見えます。

○ 事務局

一概に、工種によって一人親方の方が安いとは言えない結果であると考えています。

○ 委員

そもそも、「一人親方以外」はどのような方を指しているのですか。

○ 事務局

事業者に雇われている方を指しています。

○ 委員

一人親方の方がいろいろな経費が必要になり、賃金が高くなるように思うが、結果はそうではないようですね。

また、図の上の方の職種は一人親方がいるような職種ではないようですね。

○ 委員

工種別の図について、経年変化で見ると賃金は上がってきているのでしょうか。最低賃金は近年上昇してきていますが、景気がよくない中ではなかなか上げられないということがあられるかもしれません。そのあたりの経年変化が分かれば教えていただけますでしょうか。

○ 事務局

賃金の経年変化について、工種別にわかるデータはありませんが、資料の「1. 時給換算した労務単価等の比較」の表にある全工種平均については、一人親方で令和3年度は2,422円であるところ、令和2年度は2,444円で、若干減少した結果でした。一方、一人親方以外で令和3年度は2,589円であるところ、令和2年度は2,461円で、若干増加した結果でした。

○ 委員

その年にどのような工事が発注されたかによっても結果が左右されるでしょうから、単純な比較は難しいのかもしれませんがね。

○ 事務局

そうですね。一概にはなかなか難しいかもしれませんね。

- 委員
そういう意味では職種別の経年変化が分かるとういかもしれませんね。
- 委員
私も、経年変化を見ていくことは大事だと思います。新型コロナウイルス感染症の影響や、最低賃金が年々上がってきているとはいえ全体の収入が減ってきているということがあれば、データに現れてくることも考えられます。
- 事務局
これまでは労働環境チェックシートの回答をすべてそのまま資料としてお示しさせていただいておりましたが、今回、初めてこのような形で得られたデータをグラフ化するなどしてお示しさせていただきました。皆様からの今回頂いたご意見を踏まえまして、次回より資料を作成させていただきたいと思います。
- 委員
少し資料が戻りますが、今年度に入って入札不調の件数は増えてきていますか。
- 事務局
令和2年度に比べて令和3年度の方が不調は増えました。
- 委員
やはり、建設資材等物価が上昇している中で、予定価格と差が出ることによって不調となるのでしょうか。
- 事務局
はい。令和4年度については不調がさらに増える可能性があると考えています。
- 委員
入札に参加をしない、辞退をしてくるということですか。
- 事務局
指名競争の場合ですと、辞退が増えてきています。
- 委員
確かに、指名しても辞退されることがここ2年で増えてきたという実感があります。理由は、金額が合わないなど直接的な表現ではなく、人が足りないなどとしていることが多いように思います。
- 事務局

最近、納期に間に合わないという理由が多いように思います。

○ 委員

物品では、車を買おうとすると3月まで納品ができないといわれて、不調になってしまふ。以前に比べて、入札中止や不調が増えてきているように思います。

○ 委員

業者さんからすると、辞退した場合は良いのかもしれませんが、なまじ落札してしまったけど、そのあと想定以上に建設資材等が高騰してくるようなことがあると、しょうがないから人件費を抑えてということになりかねないのではないかと心配しているのですが、そこは大丈夫でしょうか。

○ 事務局

工事の場合は、契約書にスライド条項があるため、受注者より希望があれば建設資材等が上がった分、契約金額を増額変更します。

○ 委員

しっかりした業者であればあるほど、コンプライアンスを守って工事をやっていこうと考えますので、逆にコンプライアンスを守れないのであれば入札に参加しないという選択になると思います。四日市市は国土交通省に則っていち早く92%というところを最低制限価格の上限に設定していただきましたが、それでも統計的にとったデータである積算価格というところからは、8%少ないということになります。もちろん受注者は今まで培ってきた経験や知識、技術を投入して利益を出そうと考えるわけです。しかし、公契約条例対象工事のように数億円の工事がたくさん並んでいると、建設会社にとんでもないお金が入ってくるように見えるかもしれませんが、その分とんでもないお金が出て行っているわけで、建設会社の利益はほんの数%です。入札参加の辞退や不調が増えるというのは、無理ならやめておこうと、コンプライアンス的には守る方向に行っているのであって、必ずしも悪いことではないとも考えられると思います。

○ 委員

いろいろと状況が変わってきて、物の単価が上がってきたり、人が足りなくなってきたり、納期が間に合わなくなったりというときに、どこにしわ寄せが来るのかということが問題かと思います。それでは品質が担保できないということで優良な業者さんが入札に参加しないようになってしまうと、品質の高い工事ができなくなってしまう。一方、とりあえず実績を上げよう、採算度外視だとする業者さんが入ってくると、品質が落ちたり、あるいは働いている方々の待遇にしわ寄せが行ったりすることになりかねません。そういうことがあるといけないので、労働環境チェックシートでチェックをするということだと思います。

○ 委員

仰る通り、労働環境チェックシートでしっかりチェックしていこうという発注者の姿勢もあるでしょうし、監督員がしっかり監督し、業者にお任せだという形になっていないからこそ、資料にあるように工事成績評定結果で「やや不良」や「不良」がないことにつながっていると思います。

○ 資料（公契約条例を制定している他の自治体の状況）について事務局より説明

○ 委員

四日市市が公契約条例を制定したのが7年ほど前だったと思いますが、県下で真っ先に公契約条例を導入され、当時、自治労でも勉強会をしている中で、労働報酬下限額を導入すべきではなかったかという意見が多くありました。全国的にもまだそこまで広がっていませんでしたが、世間でも労働報酬下限額を入れるべきだという流れがあったと思いますが、この2年間の資料を見ると、最近はその流れではないように思えます。この7年間の間に何が変わったのかもしわかれば教えていただけますでしょうか。例えば、国がこのように舵を切ったなど、そういったことはあったのでしょうか。

○ 委員

四日市市が公契約条例の導入を検討している当時、労働報酬下限額を導入すべきであるという流れはなかったというように聞いています。

○ 委員

たぶん、労働報酬下限額の話があった中で、公契約条例を導入するという話になったのではないかと思います。

○ 委員

私は公契約条例の導入を検討している段階から参加しておりました。どのような条例とするか制度設計する中で、組合側からは労働報酬下限額を入れてほしいというご意見もありましたが、事業者側からはそれはなじまないのではないかとご意見もありました。市としては、最終的に、労働報酬下限額は入れないで行こう、まずは条例を作って、それを運用していく中で様子を見ていこうということで意見がまとまってスタートしました。委員が先ほど仰ったのは、四日市市でどうだったかということではなくて、その当時の全国的な流れとしては、労働報酬下限額を入れているところの方が多かったということかと思います。労働報酬下限額をあえて書かないというスタイルの条例は当時まだあまりなかったわけですが、四日市市が先鞭を切ったことがその後全国のモデルになったといえますか、労働報酬下限額をあえて書かないというスタイルの条例もありだなということで全国的に増えてきたのだらうと思います。ただ、そういった中で、江戸川区のようにやっぱり入れようという自治体もいますので、どのような議論があったのか私たちも参考にしていく必要があると思います。しかし、現段階では、さあ四日市市でも入れようという話にはすぐにはなるわけではなくて、やはり全国では労働報酬下

下限額は入れない条例も多くありますので、そこは慎重に議論をしていく必要があるのだろうと思います。

江戸川区のことについて、四日市市は何か知っていますか。また、中野区は他の自治体が労働報酬下限額についてこれだけ入れない条例を作っている中で、なぜ入れることにしたのか、知っていることはありますか。

○ 事務局

江戸川区や中野区がどのような議論を経て労働報酬下限額を入れることとしたのか確認できていないため、今後確認をさせていただきたいと思います。ただ、渋谷区や杉並区、目黒区、足立区、世田谷区、千代田区など、東京23区の公契約条例は労働報酬下限額を入れているところが多いです。

○ 委員

隣近所の自治体を参考にしながら条例の素案を作るということはあるがちなことなので、そのような傾向があるのかもしれませんが。逆に言うと、葛飾区はなぜ入れなかったのか知りたいところですね。

○ 事務局

葛飾区や江戸川区、中野区について経緯をお調べして、次回ご紹介させていただければと思います。

○ 委員

先ほど委員から、最近では労働報酬下限額を入れないところが増えているようだけでも、流行あるいは議論の変化がどのように生まれてきたのか、というご質問がありました。

○ 委員

国からそういった指導があったのでしょうか。

○ 事務局

そういったことは特にございませぬ。

○ 事務局

逆に、地方自治体は国にお願いをしているところです。しかし、国は見向きもしてくれないため、地方自治体それぞれで条例を作っているのが現状です。委員もよくご存じかと思いますが、公契約条例は野田市が始めましたが、野田市は労働報酬下限額を目的に始めました。それを右に見ながらやった地方自治体は労働報酬下限額を導入しています。四日市市もそれを遠目に見ていましたが、法的な根拠が不確かであるところが最後まで引っかかったところです。国もなかなかはっきり言わないため、下請契約の中に公共が関与しているのか、民衆の契約の中に歯止めをかけるわけですから、そこまで公権力を行使してよいのかもともと議論がある中で、例えば、ある業者さんで公共の仕事と民

間の仕事で賃金が違ってよいのかなど、いろいろな話があって、当市の公契約審議会でも様々な議論を行いました。委員からもお話していただきましたが、最終的な当市の判断としては、当時そのように判断させていただきました。それを反映させたうえで、当市の条例はきているところです。また、当市としては、今もその判断は変わっていないということです。そのような中で、どのように適正な労働条件を確保していくかというところで、今の労働環境チェックシートを通して、今の公契約条例でできる中でやらせていただいています。

東京23区の話がありましたが、野田市の次ぐらいに渋谷区が早かったのですが、渋谷区は労働報酬下限額を条例に入れました。他の区はそれを参考にしていったのかなと思います。

○ 委員

野田市のように労働報酬下限額を導入して華々しくあるいはシンボリックにやる地方自治体もあれば、華々しくはないけれども実態としてしっかり状況を把握して地道に改善に結び付けていこうとする自治体もいるのかと思います。四日市市は後者の道を進もうとしているのかなと思っています。

また、他の自治体の導入経緯等わかれば後日教えていただいて、我々の審議会の議論にも生かしていければと思いますのでよろしくお願いします。

○ 事務局

長時間にわたるご議論ありがとうございました。事務局からは特にその他の連絡事項等はありませんので、これを持ちまして、公契約審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。